

(別紙)

## 長野県土地改良事業等補助金交付要綱の細部取扱い

### 1 対象事業及び目的

この細部取扱いは、長野県土地改良事業等補助金交付要綱(平成26年3月28日付け25農整第734号。以下「要綱」という。)に基づき実施される県単農業農村基盤整備事業及び県単中山間地域活性化基盤整備事業を対象とし、適正かつ円滑な事業実施のために定める。

### 2 事業内容

要綱第2「別表第1」の「事業名」欄中の県単農業農村基盤整備事業及び県単中山間地域活性化基盤整備事業の「内容」については、それぞれ別表－1及び別表－2の右欄に掲げる細部取扱いの内容によるものとする。

### 3 事業主体

事業主体は、土地改良区等、その他知事が適當と認める団体とする。

ただし、水利権更新調査は水利権の取得者とし、水利権の取得者が長野県の場合は、施設管理者等とする。また、施設管理台帳及び管理図の作成は、施設管理者とする。また、農業水利施設渴水被害緊急対策事業は市町村とする。

### 4 受益面積

受益面積は、農振農用地面積とする。

### 5 補助率

当分の間、県単中山間地域活性化基盤整備事業は40%とする。

ただし、別表－2の特認事業の3は50%とする。

### 6 事業費

調査設計事業、ため池等の農業用用排水施設に設置する脱出施設(昇降用ステップ、階段等)、救助用具(安全ロープ、浮き輪等)及び農業資産保全活用施設整備事業を除き、事業費は概ね1,000千円以上とする。

ただし、別表－1の特認事業の3及び別表－2の特認事業の3は130千円以上400千円未満とする。

### 7 工事雑費

3.5%以内とする。

### 8 直営施工工事

事業主体が行う直営工事も補助対象とする。ただし、直営工事の確認方法については、十分証拠として使用できるものを用意すること。

## 9 採択要件

事業の実施に当たっては、国庫補助事業及び交付金事業の活用を優先し、要望箇所を含む一定地域の今後の整備方針を明らかにした上で、本事業で緊急的に整備する必要性がある地区を対象とする。

## 10 関係書類の提出

事業の実施を要望する場合は、地域振興局長は農政部長へ次の書類を提出すること。

- (1) 県単農業農村整備事業 地区別調書集計表(様式1)
- (2) 県単農業農村整備事業 地区別調書(様式2)
- (3) 県単農業農村整備事業 概要書(様式3)
- (4) 県単農業農村基盤整備事業 概要書(様式3-1)(農業水利施設渴水被害緊急対策事業に限る。)
- (5) 県単農業農村整備事業 実施チェックリスト(様式4)

なお、事業の実施を要望する事業主体は、事前に地域振興局長へ県単農業農村整備事業 概要書(様式3)及び、県単農業農村整備事業 実施チェックリスト(様式4)を提出すること。

ただし、土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官通知)第6の1に定める事故報告書(以下「事故報告書」という。)を提出し、これに基づく事業費200万円未満の応急対策を行う場合は、概要書(様式3)に替えて事故報告書を提出するものとする。

## 11 入札差金等

入札等により差金が生じた場合には、引き上げを原則とする。ただし、協議によって、増工による処理も可能だが、適正な執行に留意すること。

## 12 適用

この細部取扱いについては、令和7年度実施地区から適用する。

[別表－1]

## 県単農業農村基盤整備事業

要綱第2「別表第1」の記載		細部取扱い
事業名	内 容	内 容
調査設計事業	農業農村整備事業の円滑な推進に資するために必要な調査、計画及び設計に係るもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 農業用水や農地等の調整に必要な調査・計画、設計に関すること。 ただし、水利権の更新に関する調査の対象は、特定又は準特定水利権であり、かつ、水利権水量の再計算が必要である等、複雑な水利計算を伴う案件に限る。 施設管理台帳及び管理図の作成対象は、基幹水利施設、パイプラインによる畠地かんがい施設及び県営事業で造成した農道に限る。</p> <p>② 災害復旧工事に必要な調査・計画・設計に関すること。 ただし、地震災害であって、激甚災害若しくは知事が特に認めた災害に限る。</p> <p>3 補助対象は「測量試験費(委託料)」とする。 ただし、災害復旧工事の委託料に係る補助対象額は、国の災害査定設計委託費補助に準じて算出した額とする。</p>
農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、管理、変更、補修又は廃止であって、受益面積がおおむね5ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 頭首工、用排水路、畠地かんがい施設(移動施設を含む)及び揚排水機場等の農業用排水施設の新設、管理、変更、補修又は廃止</p> <p>② 農業用排水施設に係るフェンス、スクリーン、蓋等の安全施設の新設又は変更</p> <p>③ 生態系保全施設等環境に配慮した工法についても実施できるものとする。</p> <p>④ 本体工事に付帯する修景施設(植栽、花壇及びポケットパーク等周辺環境の美化等を図るための施設)を含む。 ただし、付帯修景施設の工事費の比率は、本体工事のおおむね20%以下で、付帯する修景施設を単独実施する場合は補助の対象としない。</p> <p>3 管理については、流域治水プロジェクトに関する排水機場及び頭首工の管理に限る。</p> <p>4 補修については、異常な天然現象による排土等の農業用水保全対策及び突発事故における事故報告書を提出した施設の事故報告書提出日以降に行った200万円未満の応急対策を含む。</p>
ほ場整備事業	ほ場整備事業であって、受益面積がおおむね3ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業であって、暗渠排水、客土又は土層改良を単独で実施できるものとする。</p> <p>② 土層改良事業とは、除レキ、深層工、心土破碎及び土壤改良(土木工事と一体的に土壤改良資材の投入を行うもの)等をいう。</p> <p>③ 事業費には換地費を含む。</p>

小団地農地造成事業	小団地の農地造成事業であって、1団地の受益面積がおおむね3ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 農用地以外の土地の畠地への地目変換（農用地間の地目変更を含む）とこれに付帯する施設の新設、廃止又は変更</p>
農用地集団化事業	農用地の集団化及び流動化事業の一環として行う換地計画決定、確定測量又は交換分合であって、1地区おおむね3ヘクタール（災害復旧に係るものにあっては1ヘクタール）以上のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 農用地の集団化及び流動化を促進するために必要な換地計画決定、確定測量、交換分合</p>
農業集落内排水路整備事業	農業集落内の排水路整備事業であって、受益戸数がおおむね10戸以上のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備</p> <p>② 受益戸数が10戸以上の施設とする。ただし、末端受益戸数は2戸以上とする。</p>
水環境整備事業	水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、これら施設の有する水辺空間等を活用した快適な生活環境の整備を行う事業で、総事業費が5千円未満のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 親水、景観保全のための施設としての親水護岸、せせらぎ水路等の整備</p> <p>② 生態系保全のための施設としての石積水路、螢ブロック、魚巣ブロック、草生水路等の整備</p> <p>③ 造成された施設の適切な利用と保全を図るためのベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、消雪施設、便所、水飲み所、休憩所、駐車場、管理道、遊歩道、案内板、照明、安全施設等の整備</p>
用地整備事業	農村地域の生産・生活環境の改善及び地域の活性化に資するための用地整備事業であって、総事業費1千万円未満のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 用地整備の対象施設 次の施設用地を対象とする。 地方公共団体等が事業主体となって、農村地域の生産・生活環境の改善及び地域の活性化に資するための公共施設</p> <p>② 事業の対象工種 整地工、排水施設、土留工、柵、取付道路等の整備（ただし、駐車場等の舗装は除く）</p> <p>③ 用地買収補償費は補助対象外とする。</p>
市民農園等基盤整備事業	農業農村の活性化を図るための市民農園、体験農園及び学習農園等の基盤整備事業であって、受益面積がおおむね0.2ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 農業農村の活性化を図るための都市農村交流施設（体験農園、市民農園、学習農園等）の基盤整備であって、次に掲げる工種を対象とする。 農業用排水施設、農道、区画整理、暗渠排水、客土、土層改良、付帯工（取付道路、柵、駐車場等）</p> <p>② 用地買収補償費は補助対象外とする。</p> <p>③ いわゆる箱物施設（販売加工施設、休憩施設、交流施設等）については、補助対象外とする。</p>

集落防災 安全施設 整備事業	農業集落の防災と 安全を図るために必 要な施設の整備事 業であって、総事業 費が1千万円未満 のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 農業農村の防災と安全を図るために必要な施設の整備であって、次に掲げる工種を対象とする。 斜面崩壊防止施設、防雪・防風施設、防火施設（市町村 防災安全計画に明記されたもので、特に緊急を要すると 認められるもの）、農業水利施設等に係る安全施設、排 水工、その他必要な施設</p> <p>② 用地買収補償費は対象外とする。</p>
荒廃農地 利活用事 業	荒廃農地又は荒廃 化するおそれがある 農地を有効に利活 用するために必要な 整備事業であって、 受益面積がおおむ ね0.2ヘクタール 以上のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 荒廃農地を有効に利活用するためには必要な整備であって、 次に掲げる工種を対象とする。 ・抜根、伐採、整地等の基盤整備及びそれに付帯する工事 ・荒廃化を未然に防止するために必要な区画整理（暗渠排 水、客土及び土層改良を含む） ・換地費</p>
営農飲雑 用水施設 整備事業	営農飲雑用水施設 の整備事業であつ て、受益戸数がおお むね10戸以上のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 営農飲雑用水整備事業は、育苗、病害虫防除、家畜の飼 育、農作物・農業用機械の洗浄等の営農用水を主体とし、 併せて衛生的かつ近代的な農村生活を実現するための生 活用水、集落雑用水の供給を目的として実施するものである こと。</p> <p>② 受益戸数が10戸以上の施設とする。ただし、末端受益戸 数は2戸以上とする。</p> <p>③ 営農用水比率は50%以上とする。</p> <p>④ 営農飲雑用水の整備に当たっては、その用水の用途に応じた 適切な水質を確保するよう留意するものとする。</p> <p>⑤ 当面の間、総事業費は1千万円未満とする。</p>
農村公園 整備事業	農村地域における 生活環境の整備を 図るために行う農村 公園の基盤整備事 業であって、総事業 費が1千万円未満 のもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <p>① 農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供するこ とを目的とした緑地、運動広場等の整備とこれに付帯する 施設の整備であって、次に掲げる工種及び施設を対象とす る。 ただし、aに掲げる工種を必ず実施するものとし、b～fに 掲げる工種の単独実施は対象外とする。</p> <p>a 農村公園の造成、整地、排水施設、土留工、取付道路、 遊歩道等の基盤整備に関するもの</p> <p>b 修景施設（植栽、花壇、芝生、せせらぎ等）</p> <p>c 休憩施設（ベンチ、パーゴラ、東屋、野外卓等）</p> <p>d 便益施設（駐車場、水飲み場、便所、手洗所等）</p> <p>e 管理施設（門、フェンス、照明等）</p> <p>f 遊戯施設（固定施設に限る）</p> <p>② 用地買収補償費は補助対象外とする。</p>

農業資産 保全活用 施設整備事業	農業資産を保全し、観光資源として活用するために行う基盤整備事業	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 疏水、ため池、棚田等の農業資産を保全し、観光資源として活用するために行う施設の整備であって、次に掲げる工種及び施設を対象とする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遊歩道、安全施設、案内施設、休憩施設、駐車場等の新設又は変更</li> <li>b 景観保全のための支障木伐採等</li> <li>c 情報発信施設</li> </ul> </li> <li>② 用地買収補償費は補助対象外とする。</li> </ul>
老朽ため池整備事業	<p>老朽化による決壊又は漏水のあるかんがい用ため池の堤体の補強、付帯施設の改修等であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 堤高が5メートル未満であり、かつ、貯水量が3万立方メートル未満のもの</p> <p>2 堤高が5メートル以上又は貯水量が3万立方メートル以上であり、かつ総事業費がおおむね8百万円未満のもの</p>	<p>1 対象地域：全地域</p>
土砂崩壊防止事業	風水害等により土砂崩壊の危険の生じた個所において農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留、石積、擁壁、砂防ダム、水路等の施設の新設又は改修であって、総事業費がおおむね8百万円未満のもの	<p>1 対象地域：全地域</p>
土壤保全事業	急傾斜地帯における土壤の侵食崩壊を防止するために行うテラス承水路工事等であって、受益面積がおおむね3ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：全地域</p>

農業水利施設渴水被害緊急対策事業	利水期において、受益地及び取水口直近の気象観測所の雨量が、平年値を3旬以上の期間で下回り、かつその間の雨量の合計が平年値の30%以下であった地域で市町村が行った農業用水対策であって、14-2の3の(2)の事業対象とならないもの	1 対象地域：全地域
特認事業	農業生産基盤の整備事業であって、知事が特に認めたもの	<p>1 対象地域：全地域</p> <p>2 国庫補助事業に該当しない特定物質（石綿セメント管、PCB等）の処理対策を実施するもの。</p> <p>3 地震災害のうち激甚又は知事が特に認める災害であって、国庫補助事業の対象とならない災害復旧工事。</p> <p>激甚災害は農地・農業用施設を対象とし、知事が特に認める災害は農地を対象とする。</p> <p>知事が特に認める災害の要件は次のすべてを満たすこと。</p> <p>(1)財政力指数（地方交付税法（平成25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものとの3分の1の数値）が長野県より低い市町村で発生した災害であること。</p> <p>(2)当該市町村内で「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）」に基づく災害復旧事業があること。</p>

[別表－2]

## 県単中山間地域活性化基盤整備事業

要綱第2「別表第1」の記載		細部取扱い
事業名	内 容	内 容
総合整備事業	<p>中山間地域特別農業農村対策事業補助金交付要綱(昭和48年長野県告示第488号)第2に規定する地域(以下「特別農山村等」という)において、市町村が作成した中山間地域特別農業農村対策計画に基づいて行う総合整備事業であって、次の(1)から(4)までに掲げる事業を2以上実施するもの。ただし、(1)のアからエまでに掲げる事業のうち1以上の事業(受益面積の合計が2ヘクタール以上20ヘクタール未満のものに限る)を含むものであること。</p> <p>農業生産基盤整備</p> <p>農業用用排水施設整備事業</p> <p>農業用用排水施設の新設、管理、変更、補修又は廃止</p> <p>農道整備事業</p> <p>農道の新設、改良又は補修</p> <p>ほ場整備事業</p> <p>農用地等につき行うほ場整備及びこれと一体として行う他の事業</p> <p>小団地農地造成事業</p> <p>農用地及び草地の造成</p> <p>農用地集団化事業</p> <p>農用地につき行う農用地の集団化事業(換地計画決定、確定測量及び交換分合)</p> <p>農村生活環境整備</p> <p>農業集落道整備事業</p> <p>農業集落道の新設、改良又は補修</p> <p>農業集落内排水路整備事業</p> <p>農業集落内の排水路整備</p> <p>水環境整備事業</p> <p>農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に行う生活環境の整備</p> <p>用地整備事業</p> <p>農村地域の生産・生活環境の改善及び地域の活性化に資するための用地整備</p> <p>営農飲雑用水施設整備事業</p> <p>営農飲雑用水施設の整備</p> <p>農村公園整備事業</p> <p>農村地域における生活環境の整備を図るために行う農村公園の基盤整備</p> <p>市民農園等基盤整備事業</p> <p>農業農村の活性化を図るために市民農園等の基盤整備</p> <p>農地農村保全</p> <p>集落防災安全施設整備事業</p> <p>農業集落の防災と安全を図るために必要な施設の整備</p> <p>荒廃農地利活用事業</p> <p>荒廃農地又は荒廃化するおそれがある農地を有効に利活用するために必要な整備</p> <p>特認事業</p>	<p>1 対象地域: 特別農山村地域(特農地域) 又は特定農山村地域等(別表－3参照)</p> <p>2 当分の間、採択しない。</p>

農業用用 排水施設 整備事業	特別農山村等における農業用用排水施設の新設、管理、変更、補修又は廃止であって、受益面積がおおむね3ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 頭首工、用排水路、畑地かんがい施設（移動施設を含む）及び揚排水機場等の農業用用排水施設の新設、管理、変更、補修又は廃止</li> <li>② 農業用用排水施設に係るフェンス、スクリーン、蓋等の安全施設の新設又は変更</li> <li>③ 生態系保全施設等環境に配慮した工法についても実施できるものとする。</li> <li>④ 本体工事に付帯する修景施設（植栽、花壇及びポケットパーク等周辺環境の美化等を図るための施設）を含む。 ただし、付帯修景施設の工事費の比率は、本体工事のおおむね20%以下で、付帯する修景施設を単独実施する場合は補助の対象としない。</li> </ul> <p>3 管理については、流域治水プロジェクトに関する排水機場及び頭首工の管理に限る。</p> <p>4 補修については、異常な天然現象による排土等の農業用水保全対策及び突発事故における事故報告書を提出した施設の事故報告書提出日以降の応急対策を含む。</p>
ほ場整備 事業	特別農山村等におけるほ場整備事業であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業であって、暗渠排水、客土又は土層改良を単独で実施できるものとする。</li> <li>② 土層改良事業とは、除レキ、深層工、心土破碎及び土壌改良（土木工事と一体的に土壌改良資材の投入を行うもの）等をいう。</li> <li>③ 事業費には換地費を含む。</li> </ul>

小団地農地造成事業	特別農山村等における小団地の農地造成事業であって、1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農用地以外の土地の畠地への地目変換（農用地間の地目変更を含む）とこれに付帯する施設の新設、廃止又は変更</li> </ul>
農用地集団化事業	特別農山村等における農用地の集団化及び流動化事業の一環として行う換地計画決定、確定測量又は交換分合であって、1地区おおむね0.2ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農用地の集団化及び流動化を促進するために必要な換地計画決定、確定測量、交換分合</li> </ul>
集落防災安全施設整備事業	特別農山村等における農業集落の防災と安全を図るために必要な施設の整備事業であって、総事業費が1千万円未満のもの	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業農村の防災と安全を図るために必要な施設の整備であって、次に掲げる工種を対象とする。 斜面崩壊防止施設、防雪・防風施設、防火施設（市町村防災安全計画に明記されたもので、特に緊急を要すると認められるもの）、農業水利施設等に係る安全施設、排水工、その他必要な施設</li> <li>② 用地買収補償費は対象外とする。</li> </ul>
荒廃農地利活用事業	特別農山村等における荒廃農地又は荒廃化するおそれがある農地を有効に利活用するために必要な整備事業であって、受益面積がおおむね0.2ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 荒廃農地を有効に利活用するために必要な整備であって、次に掲げる工種を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・抜根、伐採、整地等の基盤整備及びそれに付帯する工事</li> <li>・荒廃化を未然に防止するために必要な区画整理（暗渠排水、客土及び土層改良を含む）</li> <li>・換地費</li> </ul> </li> </ul>

農業資産 保全活用 施設整備事業	農業資産を保全し、観光資源として活用するために行う基盤整備事業	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p> <p>2 事業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 疏水、ため池、棚田等の農業資産を保全し、観光資源として活用するために行う施設の整備であって、次に掲げる工種及び施設を対象とする。       <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遊歩道、安全施設、案内施設、休憩施設、駐車場等の新設又は変更</li> <li>b 景観保全のための支障木伐採等</li> <li>c 情報発信施設</li> </ul> </li> <li>② 用地買収補償費は補助対象外とする。</li> </ul>
老朽ため池整備事業	<p>老朽化による決壊又は漏水のおそれのあるかんがい用ため池の堤体の補強、付帯施設の改修等であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堤高が5メートル未満であり、かつ、貯水量が3万立方メートル未満のもの</li> <li>2 堤高が5メートル以上又は貯水量が3万立方メートル以上であり、かつ総事業費がおおむね8百万円未満のもの</li> </ol>	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p>
土砂崩壊防止事業	風水害等により土砂崩壊の危険の生じた個所において農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留、石積、擁壁、砂防ダム、水路等の施設の新設又は改修であって、総事業費がおおむね8百万円未満のもの	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p>
土壤保全事業	急傾斜地帯における土壤の侵食崩壊を防止するために行うテラス承水路工事等であって、受益面積がおおむね3ヘクタール以上のもの	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p>

特認事業	特別農山村等における農業生産基盤の整備のため、知事が特に認めたもの	<p>1 対象地域：特別農山村地域（特農地域）又は特定農山村地域等（別表一3参照）</p> <p>2 国庫補助事業に該当しない特定物質（石綿セメント管、PCB等）の処理対策を実施するもの。</p> <p>3 地震災害のうち激甚又は知事が特に認める災害であって、国庫補助事業の対象とならない災害復旧工事。 激甚災害は農地・農業用施設を対象とし、知事が特に認める災害は農地を対象とする。 知事が特に認める災害の要件は次のすべてを満たすこと。</p> <p>(1)財政力指数（地方交付税法（平成25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るもの合算にしたもののが長野県より低い市町村で発生したこと。</p> <p>(2)当該市町村内で「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）」に基づく災害復旧事業があること。</p>
------	-----------------------------------	---

[別表－3]

## 県単中山間地域活性化基盤整備事業実施対象地区一覧

地 域 振興局	市町村		対象地区(旧市町村)
	新	旧	
佐 久	小諸市	小諸市	大里村、北大井村、南大井村、川辺村、小諸町、三岡村、小沼村 2-2、滋野村 2-2、小沼村 2-1-2
	佐久市	臼田町	切原村、田口村、青沼村 2-1
		佐久市	大沢村、岸野村、内山村、志賀村
		望月町	本牧村 2-1、布施村、春日村、協和村
		浅科村	南御牧村
	小海町	小海町	小海町、北牧村 2-1、穂積村 2-2
	佐久穂町	佐久町	海瀬村、栄村、大日向村、青沼村 2-2
		八千穂村	畠八村、穂積村 2-1、北牧村 2-2
	川上村	川上村	川上村
	南牧村	南牧村	南牧村
	南相木村	南相木村	南相木村
	北相木村	北相木村	北相木村
	軽井沢町	軽井沢町	伍賀村 2-2
上 田	御代田町	御代田町	小沼村 2-1-1、伍賀村 2-1
	立科町	立科町	芦田村、三都和村、横鳥村、本牧村 2-2
	上田市	上田市	殿城村、浦里村 2-1、西塩田村、東塩田村、室賀村
		丸子町	東内村、西内村、依田村
		真田町	傍陽村、本原村、長村
		武石村	武石村
諏 訪	東御市	東部町	祢津村、和村、県村、滋野村 2-1
		北御牧村	北御牧村
	長和町	長門町	大門村、長久保新町、長窪古町
		和田村	和田村
	青木村	青木村	青木村、浦里村 2-2
上伊那	諏訪市	諏訪市	湖南村
	茅野市	茅野市	米沢村、豊平村、北山村、金沢村、泉野村、湖東村
	下諏訪町	下諏訪町	下諏訪町、長地村 2-2
	富士見町	富士見町	富士見村、本郷村、落合村、境村
	原村	原村	原村
下伊那	伊那市	伊那市	富県村、東春近村、西春近村
		高遠町	高遠町、長藤村、三義村、藤沢村、河南村
		長谷村	伊那里村、美和村
	駒ヶ根市	駒ヶ根市	中沢村、伊那市
	辰野町	辰野町	川島村、小野村、辰野町、朝日村
	箕輪町	箕輪町	東箕輪村
	飯島町	飯島町	七久保村
	中川村	中川村	南向村、片桐村
阿南町	飯田市	飯田市	下久堅村、三穂村、千代村、竜江村、上久堅村、飯田市
		上村	上村
		南信濃村	木沢村、和田村、八重河内村、南和田村
	松川町	松川町	生田村、山吹村 2-2
	高森町	高森町	市田村、山吹村 2-1
	阿南町	阿南町	大下条村、旦開村、和合村、富草村

阿智村	阿智村	会地村、伍和村、智里村
	浪合村	浪合村
	清内路村	清内路村
	平谷村	平谷村
	根羽村	根羽村
	下條村	下條村
	壳木村	壳木村
	天龍村	天龍村
	泰阜村	泰阜村
	喬木村	喬木村
	豊丘村	神稻村、河野村
	大鹿村	大鹿村
木曾	上松町	上松町
	南木曾町	読書村、吾妻村、田立村
	木曾町	木曾福島町
		福島町、新開村
		日義村
		開田村
		三岳村
松本	木祖村	木祖村
	王滝村	王滝村
	大桑村	大桑村
	松本市	松本市
		中山村、入山辺村、今井村、本郷村、片丘村 2-2
		錦部村、会田村、五常村、中川村
安曇野市	奈川村	奈川村
	安曇村	安曇村
	塩尻市	塩尻市
		宗賀村
	楓川村	楓川村
	明科町	東川手村、七貴村 2-1、陸郷村 3-1
		西穂高村
		堀金村
	麻績村	麻績村、日向村
	生坂村	生坂村、広津村 3-1、陸郷村 3-2
	朝日村	朝日村
	筑北村	本城村
		坂北村
		坂井村
北安曇	大町市	八坂村
		八坂村 2-1、広津村 3-3
	美麻村	美麻村
	池田町	会染村、広津村 3-2、陸郷村 3-3、七貴村 2-2
	白馬村	神城村、北城村
長野	小谷村	南小谷村、中土村、北小谷村
	長野市	芋井村、浅川村、小田切村、信里村、信田村、更府村、豊栄村、西条村、保科村、七二会村、川柳村、真島村、塩崎村
		戸隠村
		戸隠村、柵村
		鬼無里村
	大岡村	大岡村、牧郷村 2-2
	信州新町	水内村、津和村、日原村、信級村、牧郷村 2-1、八坂村 2-2

	中条村	栄村、日里村
須坂市	須坂市	仁礼村、豊丘村
千曲市	更埴市	森村、倉科村、桑原村、八幡村
	戸倉町	更級村
	上山田町	力石村
坂城町	坂城町	村上村
高山村	高山村	高井村、山田村
信濃町	信濃町	柏原村、信濃尻村、古間村、富士里村、三水村 2-2
飯綱町	牟礼村	高岡村、中郷村
	三水村	三水村 2-1
小川村	小川村	北小川村、南小川村
北 信	中野市	日野村、延徳村、科野村、倭村
	豊田村	豊井村、永田村
	飯山市	飯山町、秋津村、柳原村、外様村、常盤村、太田村、岡山村、瑞穂村 2-1、木島村
	山ノ内町	平穩村、穂波村、夜間瀬村
	木島平村	往郷村、穂高村、上木島村
	野沢温泉村	豊郷村、市川村、瑞穂村 2-2
	栄村	水内村、堺村

注)当分の間、旧市町村を主体としたこの表で運用します。